

判例時報9月1日号 (No.2374)

判例	判例年月日	内容	備考
1	78	<p>名古屋高裁平成29年11月30日判決（損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件）【上告受理申立て】 ～加野青果事件～</p> <p>会社に勤務していたAの自殺について、Aの上司が、先輩従業員からの頻回にわたる厳しい叱責を制止せず、かつ、Aの業務が過重となったにもかかわらず、業務の内容の見直しをしなかったことにより、Aが全体として強い心理的負荷を受け、うつ状態に陥ったことが原因であるとして、相当因果関係が認められ、勤務先会社の損害賠償責任が認められた事例</p>	<p><b>【ハラスメント事案】</b></p> <p>●本判決は、先輩従業員の叱責と過重な業務負担が競合して、従業員がうつ状態となり自殺に至ったと認められ、勤務先会社の損害賠償責任が認められた事例判決であるが、 ①第1審と第2審で結論を異にしていることや（相当因果関係の判断が異なる）、 ②叱責行為をした者の責任範囲を限定的に認めた点で特徴があるので、実務の参考になると思われる。</p> <p>●本件事案に類似したパワーハラスメントと過重な業務負担の双方が原因となって従業員が自殺したとして、<b>勤務先会社の責任が認められた最近の裁判例</b>として、①福岡高判平成29年1月18日労判1156号71頁（料理店の店員）、②東京地判平成26年11月4日判時2249号54頁（飲食店の店長）、③仙台高判平成26年6月27日判時2234号53頁（家電リサイクル業の社員）、④鳥取地裁米子支部判平成26年5月26日判時2281号55頁（病院の勤務医）などがある。①以外は、<b>勤務先会社と上司がいずれも全損害を連帯して責任を負う</b>こととなっている。</p>

判例時報9月11日・9月21日合併号 (No.2375・2376)

1	182	<p>大阪高裁平成30年1月26日判決（行政処分取消請求控訴事件） 【上告・上告受理申立て】</p> <p>ドメスティック・バイオレンスの加害者とされる者の代理人弁護士から、住民基本台帳法に基づき、その被害者とされる者に係る戸籍の附票の写しが必要である旨の申出がされた場合に、住民基本台帳事務処理要領が定めるところに従って当該戸籍の写しを交付しないとした市長の処分に裁量権の逸脱・濫用の違法はないとされた事例</p>	<p>●1審は、市長が戸籍の附票の写し等の交付申出を拒否したことは、<b>裁量権の範囲を逸脱・濫用したもの</b>として、加害者弁護士の請求を認め、交付しないとする行政処分の取り消しを認容した。</p> <p>●本判決は1審の判断を否定して、加害者弁護士の請求を棄却し、戸籍の附票の写し等を交付しないとする行政処分を適法であると判断した。</p> <p>●本判決は、<b>特に倫理性が要求される弁護士が代理人になって申出をした場合でも、加害者本人から申出があった場合に準じて事務処理要領の定めに従って裁量権を行使すべきと明確に判示した点に特徴がある。</b></p> <p>●本判決は、住民基本台帳事務処理要領に基づく支援措置の運用に関して裁量権の逸脱・濫用の違法がないと判断されたものであり、他に裁判例が見当たらないことから、実務上参考になるものとして紹介する。</p>
---	-----	--	--